

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

- 1 改正理由
住民基本台帳カードの普及促進のため、当分の間、交付手数料を無料とする。
- 2 改正内容
住民基本台帳カードの交付（再交付）手数料を現行の 500 円から無料とする。
- 3 新旧対照表
別紙のとおり
- 4 施行期日
平成 22 年 10 月 1 日

<参考>

別表 6 の 2

事 務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 3 項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は同条第 7 項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付	住民基本台帳カード交付手数料	1 件につき	500 円	交付申請又は再交付申請のとき

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案
付 則 1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。 2 東京都葛飾区手数料条例(昭和22年8月葛飾区条例第14号)は、廃止する。	付 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。 <u>(東京都葛飾区手数料条例の廃止)</u> 2 東京都葛飾区手数料条例(昭和22年8月葛飾区条例第14号)は、廃止する。 <u>(住民基本台帳カード交付手数料の特例)</u> 3 別表6の2の項の規定にかかわらず、当分の間、<u>住民基本台帳カード交付手数料は、無料とする。</u> 付 則 <u>この条例は、平成22年10月1日から施行する。</u>